

立命館大学大学評価委員会規程

(目的)

第1条 立命館大学が行う自己点検・評価に関する評価を行うため、学長の諮問機関として立命館大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の役割、結果の公表および改善への取組)

第2条 委員会は、学長からの諮問を受けて評価を行い、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の自己点検・評価に関する評価の結果を公表する。

3 学長は、委員会の評価結果のうち必要と考える事項について、当該機関の長に対してその改善の実施を求める。

(委員会の業務)

第3条 学長の諮問を受けて委員会が行う評価は、以下のとおりとする。

(1) 立命館大学が行う自己点検・評価結果の客観性および妥当性に関する評価

(2) 「教育改革総合指標・行動計画」の適切性および妥当性に関する評価

(3) 学長が必要とする重要事項に関する評価

(4) その他、必要な評価

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学校法人立命館の役員または教職員でない、学外の有識者若干名の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、評価を行う年度ごと、学長が指名し委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、学長の諮問を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席を持って成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の定めるところによる。

4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

第7条 削除

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1. この規程は、2005年4月1日から施行する。

2. この規程の制定に伴い、1993年1月22日制定の「立命館大学自己評価委員会に関する規程」(規程第266号)は廃止する。

附 則(2007年4月25日 委員の出身区分の変更、調査委員を委嘱する者の明記、副委員長職の役割の明記、および委員会運営条項の新設に伴う一部改正)

この規程は、2007年4月25日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則(2008年5月7日 委員会の目的・役割・業務の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2008年5月7日から施行し、2008年4月1日から適用する。